（仮称）山口市まちづくり基本条例素案（中間案）

～「自立」と「共生」～

山口市協働のまちづくり市民会議

そもそも・・・

課題

少子高齢化
新たな地域課題
地方分権の進展

まちづくりのルール

各主体の役割・
関わり方
今何が必要なの？

プロセスも財産

住民自治に向けて

市民会議の思いを
こめて

平成19年

7/19市民会議スタート

市民会議スタート

男性9名・女性15名

19歳～75歳　平均年齢49歳

山口18名　小郡2名　秋穂1名

阿知須2名　徳地1名

市民会議の委員の思い

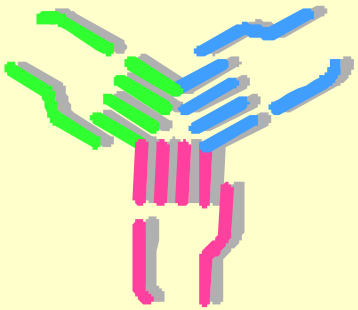

- 山口を元気にしたい
- もっと住みよいまちにしたい
- これからも住み続けたいと思うまちにしたい
- 豊かな心のまち
- 次世代に誇りに思える山口を残したい
- 地域が元気になれば、市全体も元気になる
- 市民みんなが主体的に関わり、市民が主人公のまち

条例を考えるその前に・・・

（自主勉強会）

財政状況

行政改革

法令・条例

総合計画

生涯現役

市民活動

コミュニティ活動

市民参画

協　働

地域課題

行政のしくみ、山口市の財政状況、他の地域のこと知らないことばかりということに気付いた！

グループに分かれて、
課題をカードに書き出
し、分類整理しました。

なんと197もの課題が・・・

かわら版づくりの
広報班も立ち上
がりました

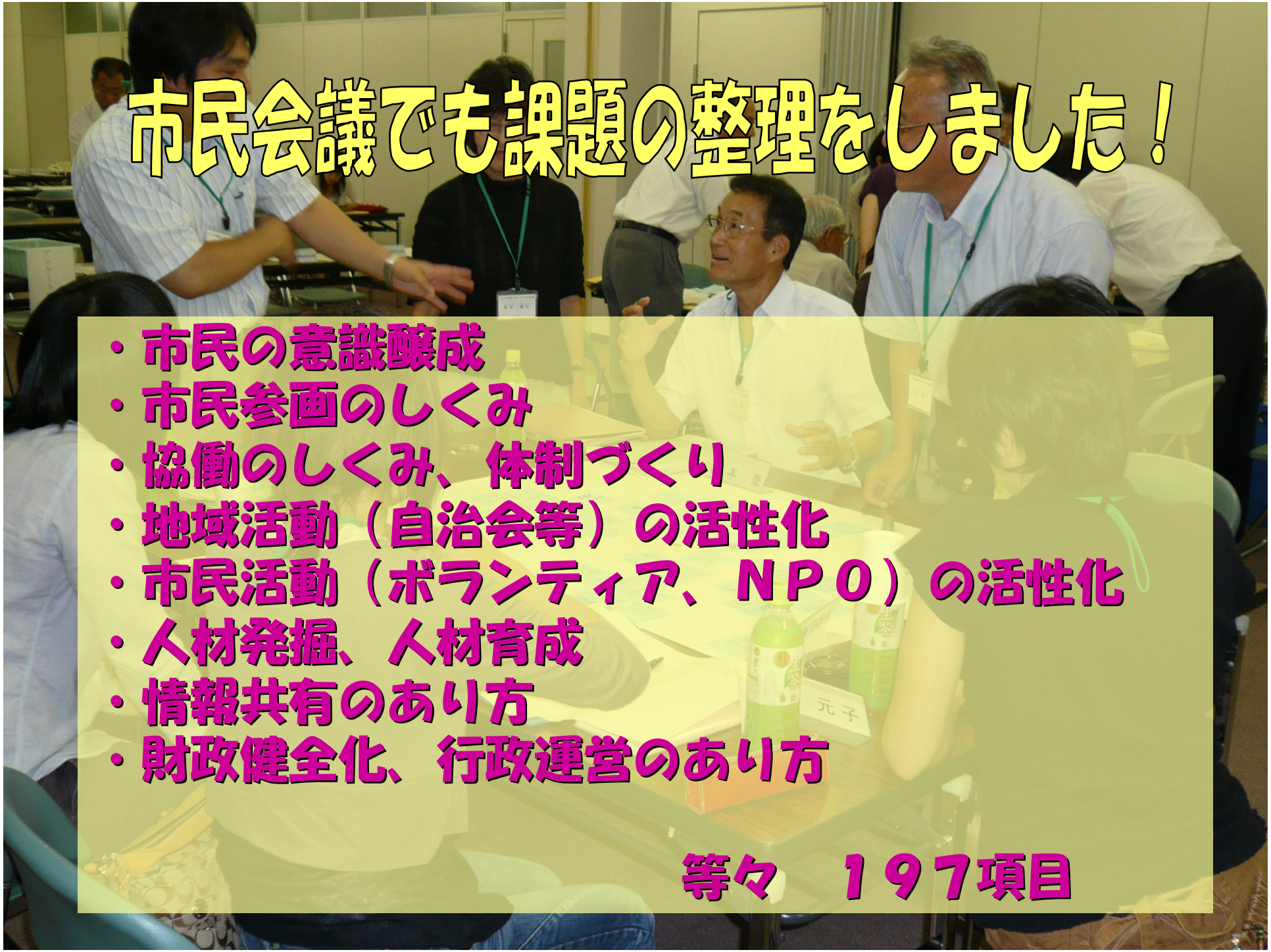

市民会議でも課題の整理をしました！

- 市民の意識醸成
- 市民参画のしくみ
- 協働のしくみ、体制づくり
- 地域活動（自治会等）の活性化
- 市民活動（ボランティア、ＮＰＯ）の活性化
- 人材発掘、人材育成
- 情報共有のあり方
- 財政健全化、行政運営のあり方

等々　１９７項目

まちづくりを進める上でのポイント

文化・歴史・
自然との調和

地域コミュニティ
の活性

人権の尊重

５地域の一体感

市民の主体性
の醸成

人材発掘・育成

わかりやすい
情報発信

子どもの
健全育成

目的
住民自治による活力あるまちづくり
基本理念
安心安全暮しができるまち
目的
基本理念
柱立て
行政
市長
議会
情報
事業者
自治会
NPO市民団体
市民
調査機関
推進機関

各主体の役割
主体
本来の役割
当てはまると思う条文
地域コミュニティ
（自治会など）
【地縁型コミュニティ】
各主体の役割
協働のまちづくりの推進のために期待される役割
当てはまると思う条文
市民活動団体
【目的型コミュニティ】
市民の役割
協働のあり方
市民
市民参画

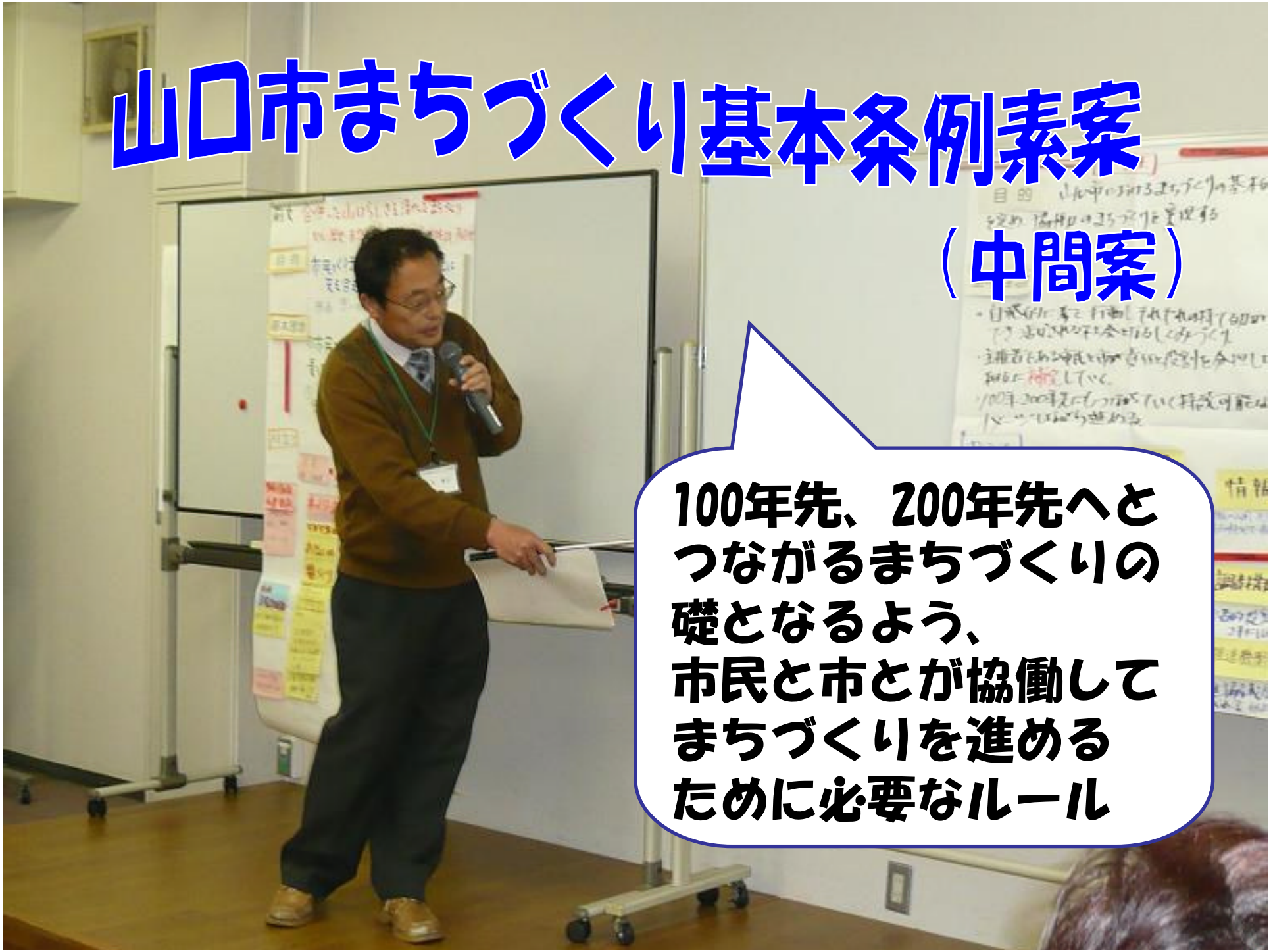
山口市まちづくり基本条例素案
（中間案）
100年先、200年先へと
つながるまちづくりの
礎となるよう、
市民と市とが協働して
まちづくりを進める
ために必要なルール

中間案の特徴と構成

条例を制定する目的

第１条　目　的

この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、

市民と市の役割を明らかにし、
共に考え協力し、行動することにより、

地域の特徴
独自性

元気で
持続可能

自ら気づき、
考え、行動

個性豊かで　活力のある　自立した　地域社会の実現を図ることを目的とする。

条例の基本理念

※　まちづくりを進めていくうえで、常に考えておくべき基本的な考え方を基本理念として掲げています。

第３条　基本理念

①市民の主体的な参加、参画

②市民と市の協働によるまちづくり

③市民と市の情報共有

全　体　像

住民自治や活力ある地域社会を実現するための市民の権利と役割

市民の権利、役割
（第4条、第5条）

新たな公共空間の形成

協　　働
（第6条～第16条）

開かれた市政
市政への市民参画

市民参画
（第17条～第20条）

市の責務
（第21条～第24条）

市民参画と協働を推進し、住民自治を実現するうえでの市の責務

条例の進行管理、施策の評価・調査・審議を行う組織

協働のまちづくり推進委員会
（第25条～第27条）

条例の位置づけ
（第28条）

条例の見直し
（第29条）

委　任
（第30条）

協働によるまちづくり

第6条～第10条

市民と市

協働の推進（第6条）

推進環境の整備
（第7条第1項）

情報提供・共有（第9条）

推進体制

環境づくり

人づくり

情報共有

市

総合的、計画的な施策
（第7条第2項）

担い手の発掘、育成
人材を支援（第8条）

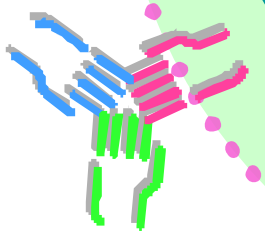

事業者|教育機関

地域社会の一員として
まちづくりに参加、
協力（第10条）

地域コミュニティ　第11条～第13条

地域コミュニティ

役割

第11条第1項：
地域のつながりを強化し
安心・安全な地域づくり
に向けて計画的に取り組む

第11条第2項：
各種団体と交流・連携し
まちづくりを推進

活動の推進

第12条第1項：
理解し、参加・協力
第2項：担い手である
ことを認識し、
守り育てる

市民

支援

行　政

第13条：
地域コミュニティの
自主性・自立性を尊重し、
活動促進のため、
情報提供や
拠点の整備など
必要な支援

市民活動団体　第14条～第16条

市民活動団体

役割

第14条第1項：
社会的意義の自覚し、
知識、専門性を活かして
まちづくりに貢献

第14条第2項：
情報提供し、活動の輪を
広げ、内容が市民に理解
されるように努める

支援

行　政

第16条：
市民活動の
自主性・自立性を尊重し、
活動促進のため、
必要な支援

活動の推進

第15条：
理解し、
参加・協力

市民

市民参画

第17条~20条

市　民

第17条第1項:

参画機会の権利

行　政

第17条第2項:参画の機会保障

第18条:市民の意思を行政運営に反映

第19条:パブリックコメント

第20条第1項:公募委員の選考
第2項:幅広い人材、多様な意見の反映

市民の権利・役割、市の責務

第4条、第5条

市　民

（市民の権利）

第4条:

①まちづくりに参加・参画する権利

②市政に意見提言する権利

③必要な情報を受ける権利とまちづくり情報を知る権利

（市民の役割）

第5条:

積極的にまちづくりに参加

第21条～第24条

行　政

第21条: 行財政運営

第22条: 市職員の育成、意識改革

第23条: 説明責任

第24条: 情報の提供

全　体　像

住民自治や活力ある地域社会を実現するための市民の権利と役割

市民の権利、役割
（第4条、第5条）

新たな公共空間の形成

開かれた市政
市政への市民参画

協　　働
（第6条～第16条）

市民参画
（第17条～第20条）

市の責務
（第21条～第24条）

市民参画と協働を推進し、住民自治を実現するうえでの市の責務

条例の進行管理、施策の評価・調査・審議を行う組織

協働のまちづくり推進委員会
（第25条～第27条）

条例の位置づけ
（第28条）

条例の見直し
（第29条）

委　任
（第30条）

協働の一例（防災関係）

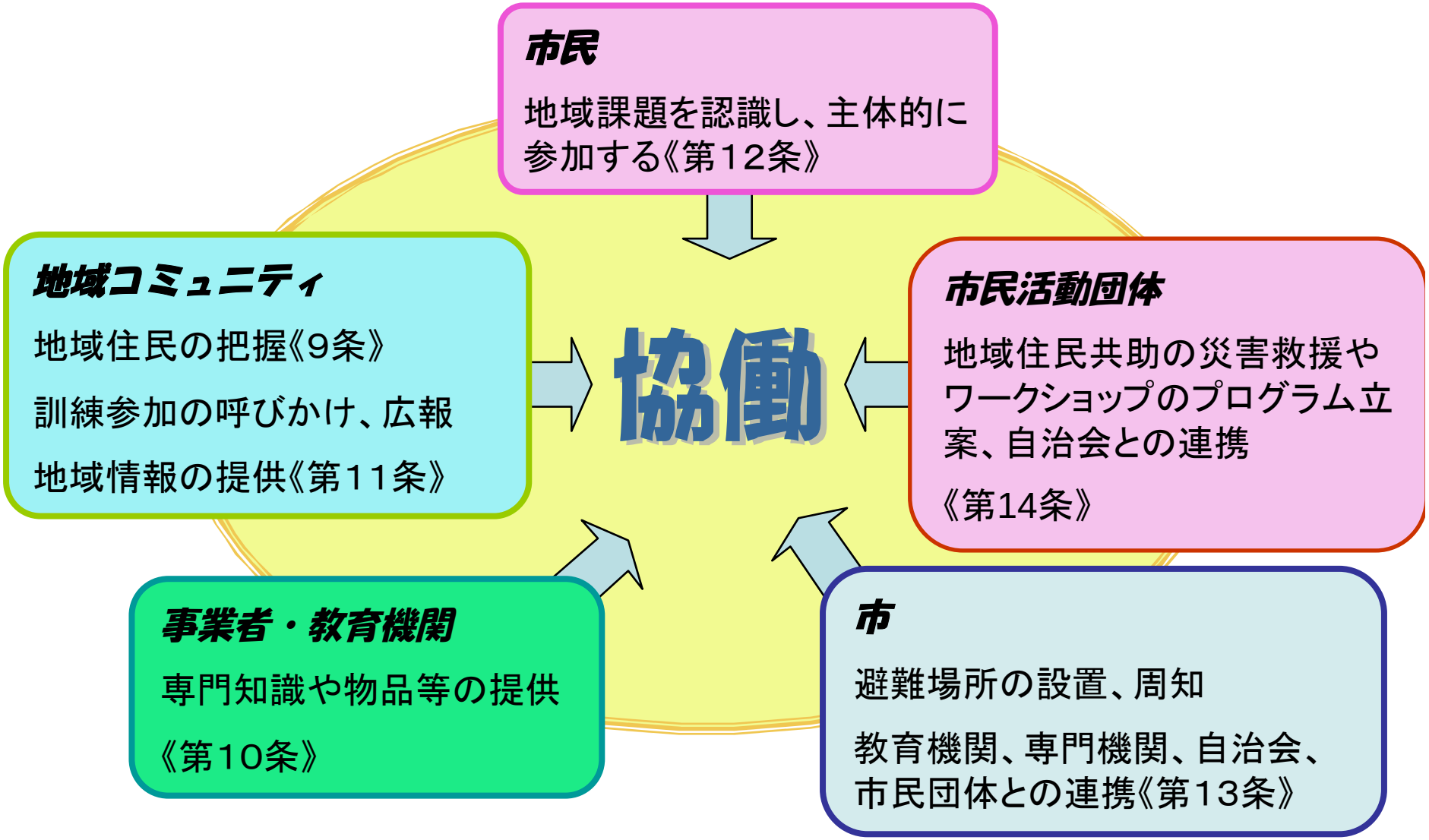
市民
地域課題を認識し、主体的に参加する《第12条》
地域コミュニティ
地域住民の把握《9条》
訓練参加の呼びかけ、広報
地域情報の提供《第11条》
協働
市民活動団体
地域住民共助の災害救援やワークショップのプログラム立案、自治会との連携
《第14条》
事業者・教育機関
専門知識や物品等の提供
《第10条》
市
避難場所の設置、周知
教育機関、専門機関、自治会、市民団体との連携《第13条》

協働を着実に進めるため

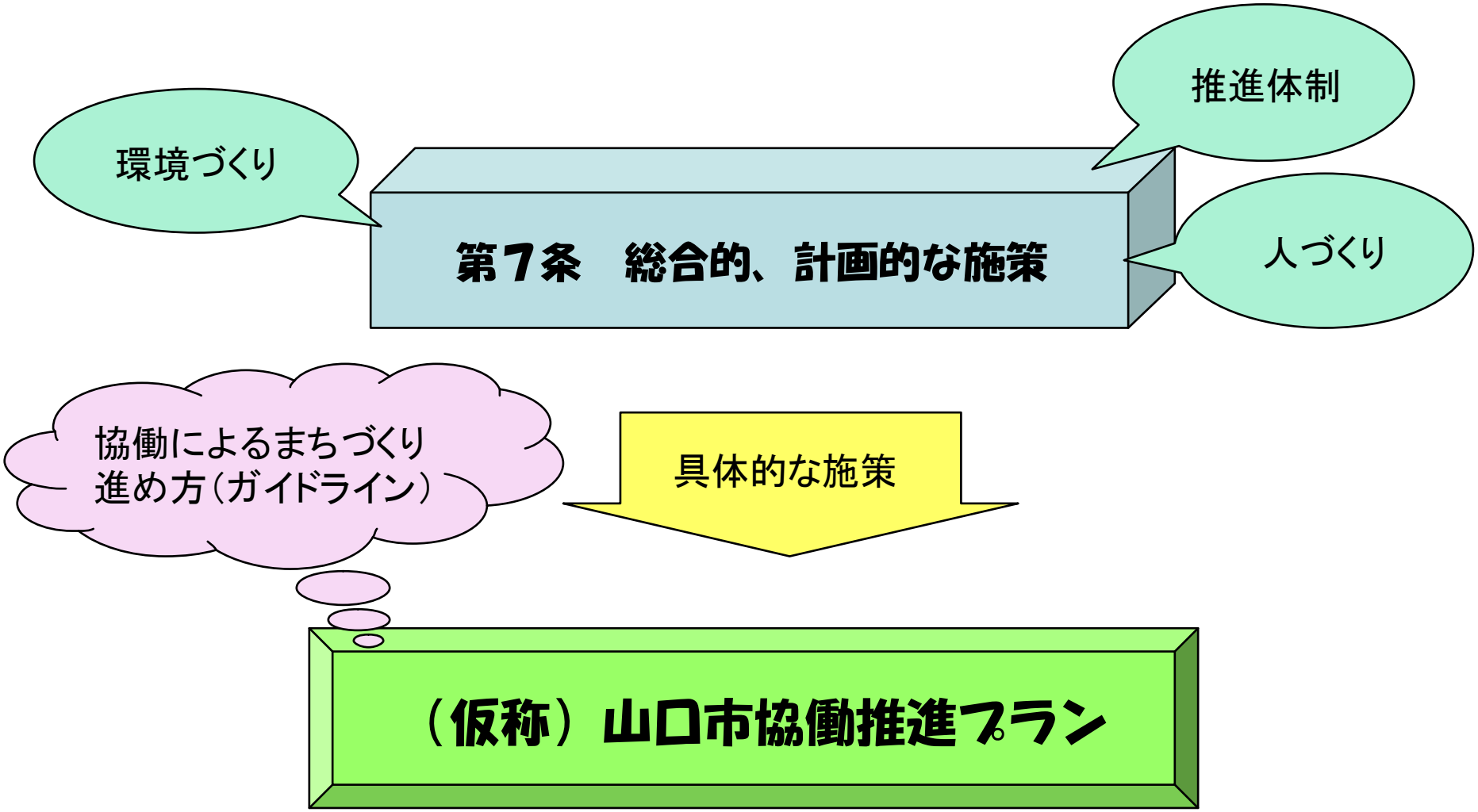

今後のスケジュールについて

５月１日～６月２日	中間案パブリック・コメント
５月２４日（土）	地域フォーラム （徳地山村開発センター）
６月　１日（日）	地域フォーラム（湯田公民館）
６月　７日（土）	地域フォーラム（名田島公民館）
６月～７月	最終案の検討
７月下旬～８月下旬	最終案パブリック・コメント
９月	提言書の検討
９月末	**市長に条例素案の提言書を提出**

条例制定、施行までの流れ（予定）

平成２０年９月末	市民会議が条例素案を市長に提言
１２月議会	市長が条例案を議会上程
平成２１年　３月	シンポジュウム（予定）
４月	まちづくり基本条例施行（予定） 協働推進プラン施行（予定）

おわりに

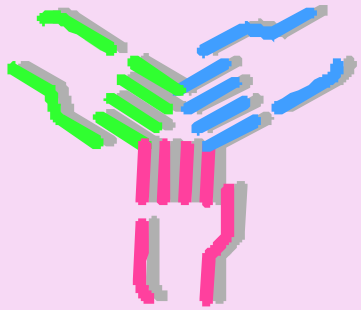

（仮称）山口市まちづくり基本条例は、制定することが目的ではありません。

市民のみなさんと一緒になって条例を考え、
市民のみなさんが条例の内容を理解し、
行動することによって、その価値が高まります。

多くのみなさんのご意見をお待ちしております。